住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

※既に受給された方は対象外です

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金<u>(1世帯あたり10万円)</u> は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイル ス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯当たり10万円 ※1世帯1回限り

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を<u>受理し</u>た日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外です

世帯全員の

「住民税均等割が非課税」

の世帯

令和4年1月以降の収入が 減少し「**住民税非課税相当」** の収入となった世帯(家計急変世帯)

確認書の返送または 申請が必要です

受付期間:令和4年6月1日(水) ~令和4年9月30日(金)

【申請書配布先】

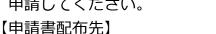
市ホームページ(ダウンロードまたは資料 請求が可能です)、各出張所、エルフィン パーク市民サービスコーナー、北広島団 地住民センター

詳しくは裏面「I-①」 「I-②」へ

申請が必要です

受付期間:令和4年6月1日(水) ~令和4年9月30日(金)

申請時点で住民登録のある市区町村に 申請してください。



市ホームページ(ダウンロードまたは資料 請求が可能です)、各出張所、エルフィン パーク市民サービスコーナー、北広島団 地住民センター

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯 **I** -(1)

給付金を受け取るには、令和3年12月10日時点でお住まいの市区町村に申請 が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送 でご提出ください。※添付書類は各ホームページや申請書でご確認ください

I-② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

※ I - ①に該当しない世帯のみ

(1)世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住居にお住まいの場合

● 対象となる世帯には、令和4年6月1日時点でお住まいの市区町村から給付内容 や確認事項が書かれた確認書が届きます。中身を確認して返信してください。

(2)世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

給付金を受け取るには、令和4年6月1日時点でお住まいの市区町村に申請が必 要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に直接または郵送でご 提出ください。※添付書類は各ホームページや申請書でご確認ください

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が Π 住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ I -①、 I -②に該当しない世帯のみ

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入(所得)×12倍)が下表の市町村民税 均等割非課税相当限度額(目安)以下であることを指します。

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して 添付書類とともに、直接または郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、 不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円	42.0万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養	148.0万円	93.0万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養	190.3万円	125.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養	235.9万円	157.0万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養	281.5万円	189.0万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金コールセンター



3 0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

【問い合わせ・提出先】

〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1 北広島市臨時特別給付金担当

011-372-3311 (内線2136)

受付時間 平日8:45~17:15